

山梨県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.3E-3	1.5E-1	1.3E+1	13.0
64	エトフェンプロックス	9.3E+0	3.3E+0	9.0E+0	1.1E+1	33.0
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			1.5E+0	1.0E+0	2.5
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	8.4E+1	4.1E+0	8.7E+1	5.3E-2	175.9
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	9.2E+1			275.7
225	トリクロルホン		3.3E+0			3.3
251	フェニトロチオン		6.4E+1	1.3E+0		65.4
252	フェンチオン	2.1E+0	2.6E+1	2.1E+0		29.8
256	デカン酸				1.3E+0	1.3
350	ペルメトリン	1.8E+1	1.9E+1	1.2E+1	3.0E+1	79.2
405	ほう素化合物		5.1E-2	2.1E+1	1.1E+0	22.3
427	カルバリル			7.0E+1		69.7
428	フェノプカルブ			7.1E+0	7.6E+1	83.5
457	ジクロルボス	3.6E+1	2.9E+2			324.6
合 計		3.3E+2	5.0E+2	2.1E+2	1.4E+2	1181.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等